

善通寺市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

善通寺市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . .	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校では、授業、公務、保護者対応、部活動など業務が多岐にわたり、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている。

教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、よりよい教育を行うため学校における働き方改革が急務となっており、そのため、学校や自治体が教育職員一人ひとりの業務量を把握し、過重にならないよう調整する仕組みが必要とされている。

そこで、教育職員の業務の適正化のために、長時間労働を是正し、上限時間を守るために、本市や学校が講じる対策を策定した。

(2) 善通寺市の現状

- 本市では、令和4年度から働き方改革の方針を定め、在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校は13%、中学校18%となっており、成果が出てきている状況である。
- しかし、令和7年度は、その割合が増加傾向にあり、引き続き教育職員が教育職員でなければできない業務に専念できる環境づくりが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の教育職員の割合を 1 0 0 %にする。
- ・ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 5 日以上にする。
【令和 6 年度の数値：1 0 0 %】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 0 とすることを目指す。【令和 6 年度の数値：1 0 %】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。くらし支援課などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・ 給食費については、令和3年度から公会計化している。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ 市の法務監理官と連携し、不当要求への対応の研修を合同で行

ったほか、警察との連携を図るなどしている。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ LOGOフォーム等を活用することによって、市から学校に発出・依頼する調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・ 学校事務体制の強化のため、事務の共同実施を定期的に行っている。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和7年度から休日については、全ての部活動で地域展開を行っている。平日の部活動については合同部活動を行い、大会には地域クラブ活動（善通寺市東西中学校クラブ）として参加している。今後、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教育職員業務支援員の配置拡充を進める。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ 支援が必要な児童生徒の状況に基づき、特別支援教育支援員の配置を充当する。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を100%とし、専門的な

知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員等、専門的な人材を学校へ派遣する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進し続けることで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数（小学校４年生以上は年間で１０８５単位時間以下）や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定している。
- ・ 当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行っている。
- ・ 月曜日は５時間授業、第１・第３水曜日は、午前中授業（給食後下校）を実施している。
- ・ 香川県総務事務システムを導入し、事務関係の処理の適正化を図っている。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置している。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 8 0 時間を超えた者には、管理職による面接指導を実施する。
- ・ 1 1 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を 1 0 0 %にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 長期休業等の期間中に 5 日間の一斉閉校期間を設定している。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計

画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

【参考資料（文部科学省）】

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。

➤ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごと**の議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

教師以外が積極的に参画すべき業務

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画